

第34期第2回横浜市児童福祉審議会（総会） 会議録	
日 時	令和5年3月29日（水）午後5時30分から午後7時23分まで
開催場所	オンライン開催
出席者	荒木田百合委員長、川越理香副委員長、青柳寛子委員、明石要一委員、石井章仁委員、岩佐光章委員、大庭良治委員、小木曾宏委員、久保蘭祐子委員、小林理委員、斉田裕史委員、坂本耕一委員、澁谷昌史委員、高橋温委員、高橋雄一委員、田辺有二委員、天明美穂委員、パング希江委員、細川一美委員、森佳代子委員、山瀬範子委員
欠席者	青山鉄兵委員、
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	1 各部会からの報告 2 報告事項 (1) 令和5年度こども青少年局予算について (2) 第4期横浜市ひとり親家庭自立支援計画改定原案について (3) その他
決定事項等	
<p>1 各部会からの報告</p> <p>里親部会、児童部会、放課後部会、保育部会について各部会から資料に基づき報告</p> <p>○大庭委員 ご報告をありがとうございます。参考までに聞きたいのですが、里親は、里子が18歳以降になっても支援を続けているというニュースを見たのですが、そのようなことが具体的に行われているか、教えていただければと思います。</p> <p>○事務局 里親制度についてですが、必要に応じて里子が20歳まで措置延長いたします。また、大学や専門学校に就学している場合は、社会的養護自立支援事業において22歳まで里親の下で生活することができるようになっていきます。</p> <p>○荒木田委員長 一時期、18歳までということはかなり厳格だった、実際は対応していても制度上は厳格だった時期がありますが、様々な実情や意見も踏まえ、今は大分サポートもでき、それに伴う経費も国がサポートするようになってきているというように思います。私、社会福祉協議会の会長もしていますが、18歳を超えたお子さんへの支援の必要性というのは随分理解が深まっていると感じております。社会福祉協議会の寄附をいただく場合も、そのようなものに使ってほしいというようなご寄附のお申出も増えており、理解が進んでいると感じることがあります。</p> <p>○天明委員 里親について、子ども・子育て支援事業計画のこともあり、すごく多い人数が里親として承認されているということをととても好ましく思っています。ハードルは非常に高いと思いますが、着実に頑張っていらっしゃるなというのを感じますが、里親になった方が実際に里親を引き受けている率はどの程度になるのか、里親になった人たちがどのくらい活躍しているのかを教えてください。</p> <p>○事務局 令和3年度末になりますけれども、里親登録いただいている世帯は221世帯です。そのうち里親を委託しているのが72世帯で、委託児童数は86人となり、1世帯で1人ないしは2人を委託している状態です。なお、3分の1しか委託していないということだけでなく、例えば一時保護を必要とする場合に、一時保護所ではなく、里親の方に一時保護委託等をさせていただくこともございます。そのため、221世帯全員ではないですが、里親登録いただいている多くの方にご活躍いただいています。</p> <p>○荒木田委員長 児童相談所の里親などの意見がございましたが、現在、児童相談所に勤めている若い児童福</p>	

社司が成長していく姿、あるいは児童相談所の中で日頃どんな感じでお子様の保護や親御さんに向き合っているかということをかなりきめ細かく描いた「ほどけそうな、息」というタイトルの映画がございます。

私も厚労省の方からご連絡をいただいて、映画を見るだけではなく、その後いろいろな立場の人がトークショーをやって、それを補完するような形で見ている方の理解を深めていただきたいというご依頼を受けまして、地域のつながりが大切なんですよという話をしてきました。こども青少年局の関係する児童相談所にも連絡があって、児童相談所で働いている方もトークショーに、それは1個前のシネマリンに行っていると聞いております。なかなか児童相談所の中の様子というのは見るチャンスはございませんし、視察に行きたいと言ってもなかなか入れる状況ではないと思いますので、ぜひご覧をいただけるといいかなと思います。

2 報告事項

(1) 令和5年度こども青少年局予算について

事務局より資料に基づき説明

○荒木田委員長 ありがとうございます。横浜市役所全体の予算編成が大変厳しい中、こども青少年局は予算の総額がカットされることなく、きちんと伸びて必要なことに果敢に挑戦する予算になっているのではないかと感じました。

1つ質問ですが、里親委託がより進むようにということで、フォスタリング事業を民間委託して、里親をリクルートするというような事業を進めていくようですが、フォスタリング事業はなかなか耳慣れない言葉だと思います。他の自治体で行っている事例があると思いますが、フォスタリング事業と、そして里親を発掘するという、今までも大変難しかったと思いますが、リクルートというのがスムーズに進むものなのかどうか、事業の見通しを含めてご説明いただければと思います。

○事務局 フォスタリングという聞き慣れない言葉ですが、英語のフォスターという養育するという言葉から来ており、国では里親養育を包括して支援していくと位置づけている事業です。具体的には、まず里親の担い手を増やしていくために、里親に関する広報啓発、希望される方への個別説明、里親候補者の評価、里親登録前の研修、里親委託した後の里親への支援を行うなど里親養育に関する一連のことを支援するというような位置づけです。神奈川県内では、フォスタリング事業を民間団体に委託していないのは、現在、横浜と横須賀市だけであり、横須賀市は規模が小さいので直営で実施すると聞いていますが、川崎市では5年ほど前から実施していると聞いています。

フォスタリングすることで、例えば入り口部分の制度説明についても、横浜市は公会堂などを使い年6回ほど大きな説明会をやってはおりますが、川崎市では個別にきめ細かな説明をやっており、年間30回ほどやっていると聞いています。

乳幼児を希望する里親の方というのは比較的増えてきておりますが、小学校の高学年から中学生、高校生を受け入れていただけるような里親の方はまだまだ不足しており、例えば学校教師のOBの方、保育士さん、主任児童委員さん、子育てサポートシステムに登録されているような子どもや子育てに関心のある方、団体に直接出張説明などを実施させていただいて、里親候補になっていただける方を掘り起こしていきたいと考えております。

先ほど天明委員からも最近増えているというお話がありましたが、令和4年度単年度で見ると新たに40世帯の方にご登録いただいておりますが、少し前までは1年間あたりの新規登録は30世帯もございませんでした。それが最近増えてきていますが、横浜市が目指している里親等委託率は、最終

的には令和11年度末までに36%まであげることが目標にしています。中期計画では令和7年度末までに30%という目標を掲げ、里親の登録を増やしていくとともに、特に高年齢児を受けられる里親を増やしていくため、このフォスタリングの委託を行い、児童相談所と連携しながら里親養育を進めていきたいと考えているところです。

○荒木田委員長 ありがとうございます。今までやり切れていないことを含めて民間とタッグを組んできめ細かく展開していくということで本当に期待をしております。

○大庭委員 里親の件ですが、保育士さんは多分研修を免除されていると思います。里親研修を受けなくても持続できる、2年ごとの研修は要らないと思います。そのため、もしよければ、保育士関係の団体にもアピールしていただければご協力できるのではないかとこのふうにお話を聞いて思いました。

○事務局 里親には保育士資格を持たれた方が登録されている方も多いため、保育団体に説明をさせていただければと思っています。なお、保育士の資格を持っていても里親に関する研修について、現在は免除ができないことになっています。基礎研修や登録前研修、施設実習で最低5日ほどお時間をいただいで研修を受講していただくということを皆さんにお願いしているところです。

○大庭委員 2年ごとの更新は免除されるのでしょうか。

○事務局 里親登録していただいた方は国では5年ごとに一度更新研修を受講していただくことになっています。社会的養護の実情が年々変化していくこともありますので、更新研修についても、保育士資格を持たれている方であっても受講をお願いしているところです。

○大庭委員 分かりました。ありがとうございます。ぜひお声をかけていただければと思います。

○石井委員 保育・教育の質向上の仕組みづくりが拡充されており、今年度横浜市は、厚労省の委託研究の第三者評価の調査事業にもオブザーバー参加されていました。そのような中で、現在、質の問題や不適切保育の問題などがあり、第三者評価などで自己評価の公表を各保育所に義務化しているところは、全国的にも横浜市は珍しく、かなり先進的な事例と思っています。一方で、周りの自治体を見ても、都内などでは、第三者評価を受けていても不適切な案件などが出ているところもあります。

個人的に、第三者評価を行っているから質が担保しているとはストレートに言えないのではないかと密かに考えています。調べているわけではないので言えませんが、横浜市の取組は珍しいことなのですが、今、第三者評価を全園にやっている自治体は東京都と横浜市、北九州市などの一部の自治体でしかありません。補助金の額としては結構出ているのではないかと思います。第三者評価や自己評価の講評などが質の向上や維持にどのように結びついているのか、また、どのように検証されているのか、ご意見をいただければありがたいと思います。なお、検証していないのであれば、一旦見ても面白いのかなと思います。

○事務局 第三者評価については、職員一人一人の保育内容について外部の方からの評価を受け、自分の保育の振り返りと客観的に保育内容を確認するというところで義務化をしているところです。特に新規に開所した園については、3年の間に受審をお願いをしています。通常の認可保育所については、5年に一度受審をお願いしており、ご自分たちの保育を振り返る機会としていただいています。

○荒木田委員長 第三者評価を受けた場合の保育の質の変化など、そのあたりはモデル園なども含めて検証をなさったことがあるのでしょうか。

○事務局 現段階では、5年前の状態と振り返ってどうだったかというところまでは検証できていません。今のご指摘をいただいて、せっかく評価を受けていただいたところでどう変わっていったかというところまで、見ていかなければいけないと感じました。

○荒木田委員長 全園は大変かもしれませんが、石井委員にもぜひいろいろお知恵をお借りして進めていけると良いと思います。

○石井委員 第三者評価の調査研究のところでも問題になったのですが、自己評価のやり方や取扱いなどがすぐ園によってまちまちで、かつ、それが時には人事考課につながっていたり、保育内容の実践の振り返りに直結していないような園、あるいは一部のマネジメント層でやってしまうなどがあります。自己評価のアドバイスのようなことを、世田谷区では、コーディネーター派遣事業を昨年度から取り組み始めているのですが、他の自治体なども参照しながら方法論の支援を考えてもいいと思いますので、検討材料にさせていただけるとありがたいと思いました。

○荒木田委員長 手間暇かけた評価が本当に保育の質の向上に少しでもつながるように何か工夫ができると思います。よろしく願いいたします。

(2) 第4期横浜市ひとり親家庭自立支援計画改定原案について

事務局より資料に基づき説明

○天明委員 すごく親の立場に立つてつくられているものだというのは理解しました。先ほど荒木田委員長に紹介いただいた映画を私も見たのですが、やはりひとり親になるに当たって、男性が逃げってしまうというような表現は少しよくないと思います。離別において、女性の負担が大き過ぎるのではないかということ、周りで見た人も意見として言っていました。ひとり親になるにあたっての状況で、男性に何かしらの責任を取ってもらうような体制にいつになったらなるのかなという部分が、もちろん行政としてサポートするという気持ちはすごくありがたいのですが、何かもう少しその前にできることがあるのではないかなどと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○事務局 さまざまなご事情があつて離別をしてしまう、あるいは死別というようなことがあります。例えば離別については、いわゆる離婚前の相談というのをひとり親自立支援センターでもお受けしています。男性の方の啓発ということで特化した事業というのはなかなかないのですが、例えば、父子家庭の支援についてご相談をお受けするところがあります。また、父子家庭同士のいろんな交流などを促進するような講座等の取組も少しずつですが進めているような状況です。

○荒木田委員長 私もその映画を見た後のトークショーで、この映画を見て、死別した自分の夫のことを思ったとおっしゃっていた方がいました。外ですごく働いているので、ストレスがきつとあったのだろうとは思ふ。しかし、家の中でアルコールを飲んで暴れるのは、女性からすると、今は相談する場所や声を上げていいということになってはいますが、自分たちのときは家庭の中で処理すべきことで、誰かに相談するとか打ち明けるなどは全く考えたこともなかったとのことでした。その結果、今は、面前DVという言い方をされていますが、お父さんとお母さんがものすごい争いをしている様子を子どもに見せざるを得なかった。お父さんはアルコール中毒で早くに亡くなってしまった。でもお母さんと子どもの関係が復活することはなく、自分のことを守ってくれなかった、つらい子ども時代だった。あなたのことを、そういう意味では僕は守る必要はないとあって、自分が厳しい状況になっても子どもは帰ってこないし、関係は断絶したままである。

今そういう女性たちが集まると、うちもそうだった、うちもそうだったということが結構話に出たりする。そういう意味では、ある意味男性も重たいものを背負っていたり厳しかったりして、どういふふうにしていいのかが分からない。結果的に離別する、死別する、暴力を振るうというようなことが恐らく昔からあったのだと思います。そういった方への手の差し伸べ方というのは、なかなか本人は声を上げませんので、とって介入してって教育を受けるといふわけにもいきませんので大変難しい課題だと思いますが、そういったところにも何かしら目を向けないと、子どもある

いはお母さんのサポートだけだと、次に再婚なさったときにはまたそういう問題が起きるみたいなことは連鎖として起こるとは思うので、本当に難しいし、長年の課題だとは思いますが、ぜひ研究、検討を進めていただければと思います。

(3) その他

外部専門家を含めた「不適切保育に関する専用相談窓口」を令和5年4月1日から設置します。(横浜市記者発表)

事務局から資料に基づき報告

○荒木田委員長 敷居の低い窓口をつくるということですが、結果的に不適切保育でなかった場合は、通報者の方にその旨を回答するというところでよろしいでしょうか。

○事務局 そのとおりです。

○荒木田委員長 保育の現場も行政もしっかり守られる窓口になるといいなと思います。

○大庭委員 昨日の部会で報告を受け、話し合いをさせていただきました。その部分の説明がなかったので、付け加えておきます。保育園としては、身に覚えのないクレームがすごく多いです。先日も相談に来られた園で、本当にクレームにつながるような不適切保育をやった覚えがない中で、少し育児で悩まれている保護者からそういう通報を受けたとのことでした。その後、保育士と園長先生と区の方何人かで話し合い、実際はそういった事実がなかったということでしたが、その先生はその後病気になり、保育現場にもう戻ってこれられないような精神状態になっています。

私も以前、どうも保護者としては男性保育士があまり好きではなかったということで、その結果、何かやっているのではないか疑いをかけられた現場に立ち会ったことがあります。そのときに横浜市の職員が、つついそういうふうに気が荒れてやってしまったのですねみたいな誘導質問をされたことも私の前でありました。私はそのときに、それは誘導質問じゃないですかということ、何とかその保育士は立ち直って今も働いていますが、それを言わなければ辞めていたと思います。今回我々に何も相談なくこういった窓口を設けたということは少し拙速であり、やはり真面目に働いている保育士の先生に対して何の配慮もないのではないかと思います。ましてやこのような窓口は、よく保育現場を知っている人が対応しないと、機械的に判断されると、疑いをかけられた人というのは立ち直れないです。

特に保育士というのは弱い立場です。昨日もお伝えしましたが、昨今の報道では保育士個人の名前がすごくピックアップされてしまったので、もちろんやってはいけないことをやったので犯罪ですけれども、その前に法人の責任というのがあります。これだけ法人監査が甘く、法人に責任を負わせないまま、このような窓口を設置する危険性というのだけは、もう取り返しがつかないと横浜市はおっしゃるので、開設するしかないとおっしゃるので、今さら反対してもこれは取り消しにはならないのですが、今回、準備不足ということもう否認ないと思います。これによってやはり言ったもの勝ちみたいな形になるのが、大変その辺を危惧しています。

一例として、同じようなシステムを設けている大きな株式会社の法人があり、保育園を百幾つ持っています。その中で起こっていることは、皆さん告げ口のし合いです。結果、やはり多数の園長が、この3月で辞めることになっています。このような事例があるので、このような窓口は本当に慎重に設置しないと保育業界全体がダウンしていきますので、今日も部長といろいろ話をして横浜市のご事情は分かったのですが、それでもやはり本当にたくさんの保育士の先生、園長先生がこういった窓口設置の影響、その人がもしかしたらやっている、やっていないというのは置いておいて、辞めていくことになっています。その危険性だけは皆さんに理解しておいていただきたいと思

います。

この窓口を設置したことによって本当に保育がよくなるのであれば今日の私の意見は謝罪させていただくことになる、それを望みますが、反対の方向に流れていく可能性、それから保育士の夢をもう持ちたくないという人が現れることも一応皆様にお伝えしておきたいと思います。結果、結論から言うと、私はまだこの窓口の設置に反対しております。

○荒木田委員長 貴重なご意見をありがとうございました。ほかに委員の方からご意見などはございますか。

○石井委員 昨日の保育・教育部会でこの議論を行っていたのですが、私からも言わせていただきます。

実は横浜市は令和2年の厚労省の委託研究に参画していて、その中で好事例として、不適切保育を防止するという取組で紹介されています。今回すごく長引いた案件があり、ニュースにもなったところですが、そのフローにちゃんと沿って対応すべきことはやっています。それが多分機能していないのか、今回のケースだけなのかは不明ですが、機能しなかったというようなことは、ちゃんと下地にして考えなければいけないと思います。

保育園はブラックボックスみたいな形になり、特にコロナもあったので、なかなか保護者が見る機会が減っているというのが現状で、特に問題が起こっているのが、多くの園で1、2歳の保育の中で起こっています。やはり0、1、2歳の声なき利用者を権利擁護していくのかという話になってくると、ただ苦情の窓口をつくるというよりは、介護とか障害の分野で行っているようなオンブズマンのような発想でいかないと多分難しいのではないと思っています。

実際に窓口はつくったが、窓口をつくらなくても相談の件数は増えているというような、行政の方たちも大変ですけども、その中で、今現状のスタッフの中でやっていく。ここには退職された元園長のような保育関係者も含まれていますが、そこの今の現有戦力でやっていかれるということと、聞き役としての業者への委託、そして専門家への助言ということで、弁護士しか入っていないというようなことが、いかに人権に熟知した弁護士であっても、保育のことを分かっているのかどうかというのは、その辺の事情がかなり怪しいというのは、先日の子ども・子育て会議で大日向委員長も懸念を示していたようなところです。

現在、政令指定都市の22%ぐらいは、このような相談窓口を設置していますが、その中で一つ取組としてはチャレンジかとは思いますが、これで終わりにはできないのではないかとするのはあります。そこに当たる質的、量的なマンパワーへの懸念というのが私のほうではあり、本当に現場でやり取りするというのはすごく大変かもしれないですが、行政が丸抱えしてやることでも、そういう機能は必要かもしれないけれども、本当は外部の人を派遣して、不適切なことが起きないように研修なり、オンブズマン、オンブズパーソンのような権利擁護の訪問活動をしたり、現地の人に、大声で怒っちゃうとか、たたいちゃうというのはあれですけども、アウトの事例を見ると、割とそうではないやり方が分からないという人もかなり多いような気がします。

なので、こういうふうなやり方でやってみたらどうかというようなアドバイザーのような人がいたりとかそういうふうなところにも、やはり今後幅を広げていかないと、この問題というのは、苦情の窓口を開いて、苦情ばかり来た、通告ばかり来た。それを一つ一つやっているうちに、もしかしたら案件ばかり増え、当事者の子どもは転園や卒園をしまして、終わってしまうような、問題がちゃんと対処しないままにうやむやになってしまうようなこともあるのではないかと懸念があります。大庭委員とは違う種類の懸念かもしれませんが、これをステップにするならば、もっと本当に0、1、2歳の子ども、あるいは3、4、5も含めてですけども、声なき子どもたちを守るというような視点で、どうやったら本当に守れるのかというのは本気で検討していただき

いなと思っている。だから、ここで窓口を開いたということで終わりにしてほしいと私は考えています。

○荒木田委員長 貴重なご意見をありがとうございました。石井委員がおっしゃったオンブズマンのようなものというのは、恐らく健康福祉局に設置されている福祉調整委員会だと思います。私も市役所の職員だったとき、福祉調整委員会に自分の持っている施設の案件がかかり、入り口は苦情でしたが、結果的には苦情を訴える方の苦しい事情が分かったというものでした。持っている施設で不適切なことがあったわけではなかったというのが結果的には分かったのですが、それは福祉調整委員会のメンバーが、弁護士の方や市民公募の方もおり、そういったことで専門、ここで言えば保育士経験のあるような方もいらっしゃるということが、いろんな視点を持った方が1つのこと、これは本当にどうしたことだったのだろうか。私たち施設を持っている側も、すごくヒアリングされ、資料も提出しましたが、これは本当に訴えのあったとおりのことだったのだろうかというのを随分時間をかけてきめ細かく分析し、結果的に、誤解を与えるようなことはあったかもしれないが、訴えの内容がドストライクではないということが分かり、施設の職員がある種守られたといものです。ただし、そういうことを感じる人がいるから、こう改善しようというようなことはあったというような実情もございました。

石井委員がおっしゃったように、弁護士だけで本当にいいのだろうかとか、それから、始まってみたらやはり的を射ているものが何%ぐらいで、実はそうではないことがどのぐらいあるか。あるいは、誤解を与えるようなことがあるとすればそれは研修につなげるとか、そういうもののヒントになっていくというか、通告窓口で罰するような入り口ではない運用というのをぜひ進めていただきたいと思います。1回決めたら絶対これではなければいけないということはないと思いますので、弁護士以外にも外部専門家がいたほうがよければ、そういった方もぜひ仲間に入れていただきたいですし、今後、こういった現場のご意見を伺ってよりよい窓口にしていただきたいと思います。当面はこの形でやってもいいということによろしいですか。

○事務局 部会の委員の先生方には、本当に昨日は10時過ぎまで、ほかの案件もたくさんある中で、こちらの専用相談窓口についても大変活発なご議論をいただきました。本日、委員のお二人からいただいたご意見は、昨日の部会の中でもご指摘をいただいている内容です。私たちも、最近の他都市の事案などを見ましても、保育士が個人的にすごく処罰されるような感じの風潮があるような感じの危機感を持っていますが、今回きっかけとなりました市内の認定こども園の案件につきましては、確かに特定の保育士による不適切な保育というのが確認されつつあります。確認ができているけれども、運営している法人の問題、施設の問題というのがありますので、きちんと正常な保育のほうに戻していくということが目的ですので、事実無根なご相談につきましては、それはきちんと保育の現場を守っていきたい思いでももちろんあります。

大庭委員からご指摘のあった、本当に今、保育士はとても採用難な中で、保育士を目指す人すらもこういうもので少なくなってしまうのではないかという発言が昨日もありましたので、私たちは、不適切保育があった事実が確認できれば、それはきちんと安全安心の保育に向けて改善していただきたいという思いではおりますが、必ずしも事実ではなかったことにつきましては、誤解があったり、あるいは受け止めの仕方がそのように取られてしまったりというようなことはきちんと、こじれた糸は丁寧に一緒にほどこいていって、相談者の方にも納得いただけるようにこちらとしてもフィードバックは丁寧にやっていきたいと思っています。

現場の保育の方が分かっている人にきちんと調査、事実確認していただきたいというご発言は本

当にそのとおりだと思っていますので、基本は行政のほうで、区の職員と局の職員がきちんと事前の丁寧な必要な情報収集をした上で先生方に事実確認をさせていただくということにはなっていないと思います。ですが職員の経験ですとか能力的なものは、区や局の職員も正直ばらつきといますか、経験の差というのはどうしてもあるというのは、そこは私も承知しております。初めてそういう業務に就く職員に対してどのようにやっていくのか、丁寧な人材育成みたいなことが今までも十分でなかったというような反省点に立ちまして、そのあたりは場合によっては専門家のお力を借りて、職員の育成というのはきちんとやっていきたいと思っています。

石井委員からありましたマンパワーが不足しているという点につきましても、そこも本当に私自身がとても強く思っています。たくさん増えてきている中でも、当局ですら専任チームというのは本当に2チームしかない、認可外と認可で1チームずつしか今ない状況でもありますので、通報が来たら内容によっては翌日とか翌々日にすぐ飛んでいくというような対応をしているので、なかなか厳しい体制な状況です。そこは今いる人数でやらなければならないということの状況ではありますが、どのように拡充できるかというのはきちんと考えて体制は充実させていきたいと思っています。

それと、今回は弁護士の方の関わりが中心となっておりますけれども、外部の保育が分かる専門家の方の関わり方というのも検討していきたいとは思っております。大庭委員からも拙速だというようなご意見もいただきましたけれども、少なからず、今回は市内の認定こども園で起きた関係で言いますと、相談された方への丁寧な寄り添いができなかったという点はございます。ですので、そこはきちんと窓口を設置することで、少なからず相談を寄せてくださった方にきちんと真摯に対応して、速やかな確認や、必要によっては助言、指導につなげていきたいという思いがありますので、まず一旦は、この専用相談窓口というのは4月1日から開設をさせていただきまして、これだけで決して終わりとは私たちは思っておりませんので、必要な対策は随時加えてやっていくということで考えております。

○荒木田委員長 こういった専用相談窓口の設置の趣旨や目的というのは、子どもが大切にされる、そして保育士さんが自分の保育を振り返ってよりよい保育ができる。そういうきっかけにぜひなるように運用をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。そして行政職員の方もそうですけれども、なかなかやはり言葉を額面通りに受け取りがちです。発せられた言葉の裏とか、向こうに何があるか、そしてその発せられた言葉は本当にそのものずばりなのかというあたりを見抜いていくというのは、そういうふうには行政職員はなかなか育てられていないので、そういうスキルにたけた人たちとの連携や研修などもぜひ入れて、窓口が機能するようにしていただきたいと思います。引き続き現場ときっちり意見交換をしながら進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、その他の情報提供につきましてお願いいたします。

○事務局 その他（「よこはまこども未来応援ガイドブック」、「ヤングケアラーってなに？」）

事務局から資料に基づき報告

○荒木田委員長 予算にはDXの予算も随分載っているようでございますので、こういった印刷物もとても大切ですが、アプリなんかも作っていくという予算にたしかになっていたと思います。ありとあらゆる手段でこういった情報を発信していただきたいと思います。

○天明委員 いい資料をありがとうございます。これはどなたを対象に配りたいというような思いでしょうか。

○事務局 よこはまこども未来応援ガイドブックにつきましては、対象は親御さんになると思いますが、子どもも高学年になってきますと、このぐらいのものを読んでも理解できますので、そういう意味では、お子さんと親御さんが両方対象となっています。ヤングケアラーのチラシにつきましては主に大人を対象にしています。地域で子どもたちの支援に携わっている方ですとか、学校の先生などを対象に考えております。

また、ヤングケアラーについては、子ども向けにSNSに載せるような広告動画を考えています。子どもはチラシなど読まないと聞いていますので、自分でスマホを見ているときにそういう情報がすぐに入ってきて、何かすこし話してみようかなと気づきになるようなものを作っていきたいと思っています。

○天明委員 ありがとうございます。アイデアについてお伺いできてよかったと思います。ただ、子どもたちが困っていることについてなかなか自覚できないというのがあって、さっき予算のほうでも虐待防止のほうで、大人に向けたものにお金が使われるような傾向ですけれども、子どもたちが自分の権利が侵害されているということに気がつかないということがすごく多いなと思っています。例えば親ガチャとか毒親とかという表現がちまたにはたくさん出ているわけですけれども、子ども自身が、自分はもう外れちゃったという無力感が大き過ぎてしまい、それを克服しようとかというような、もう自分は外れだからしょうがないというような無力感で、これをどう活用しようかというところになかなか結びつかないのではないかなという心配があります。子どもたちに対して支援できるよというのすごく大切なことですが、権利侵害されているよというところから伝えないとなかなか難しいかなという懸念もあることをお伝えさせていただきます。

○荒木田委員長 ありがとうございます。そこまでいってしまった子どもに対しては、紙とかSNSの媒体ではうまくいかないと思うので、そういった子たちへのアプローチがとても大切だと思います。事務局からお伝えしたいことがあるので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 令和4年度の取組ではございますが、子ども向けの児童虐待に対する動画も作成しており、例えばこんなことをされていたら相談していいんだよというような取組もさせていただいていますので、そういったところは非常に重要な視点だと思います。新年度も子どもの権利ということに関しましてはそちらのほうに重点を当てて、子どもに届くような仕組みも様々に工夫してこれからもやらせていただきたいと思います。

○荒木田委員長 様々な工夫をしていただけるということで、心強い発言、ありがとうございます。最近、プッシュ型で、お子さんは大体皆スマホを持つような時代になっております。プッシュ型でいったりするのもとてもいいと思って、ティックトックとかを見るお子さんはとても多いですから、よろしく願いいたします。

このよこはまこども未来応援ガイドブックも、これを欲する大人に、例えば母子寡婦福祉会の定期的なレターに入れていただくとか、これをもらってよかったと言う人に届くように、ぜひ、せっかいいいものができたので活用していただけるように工夫をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

閉会

資料	資料1	第34期横浜市児童福祉審議会 委員名簿・部会名簿
	資料2	第34期横浜市児童福祉審議会 事務局名簿
	資料3	横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱

	資料4	部会報告 里親部会
	資料5	部会報告 保育部会
	資料6	部会報告 児童部会
	資料7	部会報告 放課後部会
	資料8	令和5年度こども青少年局予算について
	資料9-1	第4期横浜市ひとり親家庭自立支援計画改定原案について
	資料9-2	横浜市ひとり親家庭自立支援計画(改定原案)
	資料10	外部専門家を含めた「不適切保育に関する専用相談窓口」を令和5年4月1日から設置します。[記者発表資料]
特記事項	なし	